

(制度名：航空英語能力証明制度)

(航空局技術部乗員課)

1. 制度の概要

航空運送の安全確保のため、航空操縦士は、国土交通大臣が実施する航空英語に係る試験に合格し、航空英語能力証明を受けていなければ国際航空運送を行ってならないこととされているが、国土交通大臣が指定する養成施設の課程を修了した者及び本邦航空事業者(指定航空英語能力判定航空運送事業者)から航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者については、上記の試験の全部又は一部を免除することができる。

2. 指定、登録等の基準

○航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)

(指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定の基準)

第六十三条の七 指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定は、次の基準に適合するものについて行う。

一 次に掲げる要件を備えた管理者が置かれていること。

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 過去二年以内に指定航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定結果証明書の発行若しくは法第三十三条第三項において準用する法第二十九条第一項の試験に関し不正な行為を行つた者又は法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者(以下この条において「欠格者」という。)でないこと。

ハ 能力判定に関する業務の運営を適正に管理できると認められる者であること。

ニ 航空英語能力証明に関し必要な知識を有する者であること。

二 次に掲げる要件を備えることについて国土交通大臣が認定した能力判定員が必要な数以上置かれていること。

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 欠格者でないこと。

ハ 航空英語及び能力判定について必要な知識及び能力を有する者であること。

三 能力判定の内容及び基準が国土交通大臣が行う法第三十三条第三項において準用する法第二十九条第一項の試験の内容及び評価基準に準じたものであること。

四 次に掲げる当該事業者における能力判定に関する業務の適確な運営のための制度が定められていること。

イ 能力判定の結果についての評価に関する制度

ロ 能力判定に関する記録の管理に関する制度

ハ 能力判定に関する業務の監査に関する制度

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(株)日本航空インターナショナル	平成18年9月	東京都品川区東品川二丁目4番11号 03-5460-3121	2の指定基準を満たすため。
全日本空輸(株)	平成18年9月	東京都港区東新橋1-5-2 03-6735-1001	

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等については指定養成施設及び指定航空英語能力判定航空運送事業者が独自に設定するものであり、国が関与するものではないため、公表できない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

英語能力証明制度においては、一定の基準を満たした能力を有すると認められた指定法人等がパイロットの航空英語能力に係る判定等を行うことができることとされている。当該判定は、航空特有の英語表現、航空管制、航法等に係る高い専門性を有する者により確実に実施されなければ、操縦士等の英語能力が確保されず、航空行政の基本である航空機の安全運航の確保が損なわれるおそれがあり、指定制度により、その確実な実施を確保することが必要である。見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き法令等の基準に従い、制度の適切な運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定